

国民健康保険事業の運営について

(諮問資料)

国民健康保険の現状と課題

(1) 国保の現状と課題

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行によって、年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化と相俟ってその財政運営は年々厳しさを増してきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者としていることから、低所得者や高齢者が多く、退職、失業等による被用者保険から離脱した無職の世帯が増加するなど、全国的に国保運営は厳しい状況にある。

このような制度の構造的な問題を解消するため、国の社会保障と税の一体改革において持続可能な医療保険制度の在り方が議論され、都道府県への保険者の移行、国保への財政支援措置の拡充、低所得者の保険料負担を軽減する措置等が実施される見通しとなっている。

(2) 本市の現状と課題

国保事業の運営にあたっては、かねてより基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした健全化に努めてきた。しかし、これらの努力にもかかわらず、平成21年度には、基金を全て取り崩したうえでなお赤字決算となり、平成22年度予算からの繰上充用を余儀なくされ、県から資金貸付けを受けたほか、平成22年度には一般会計から多額の法定外繰り入れも受けることとなった。このため、平成22、23年度には2年連続で保険料率の増額改定を実施し、ようやく単年度黒字へ転換したところである。

このような中で、平成24年度には機構改革により徴収体制を強化し、低迷する保険料収納率を向上させるための対策を講じた。このことにより、保険料収入の確保が見込める状況となったことから、平成23年度以降は、保険料率を引き上げることなく安定的な運営が図られている。その結果、国保運営準備基金の財高が7億5千万円となり、不測の支出に備えて恒常的に保有すべき基金の額（過去3か年の平均保険給付費の5%）を確保するに至っている。

さらに、将来に渡る持続的かつ安定した事業運営を目指して、医療費適正化対策を積極的に推進することとしており、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んでいる。

今後の収支見通しについて

(概況)

○平成26年度の決算見込み

平成25年度決算は、保険者数が減少し、高額な医療費の件数も比較的少なかったことなどの要因により、歳出総額が前年度に比べ大幅な減額となったが、被保険者一人当たりの給付費は増加傾向を示していた。

平成26年度は、診療報酬改定の影響や被保険者の高齢化等も相まって、一人当たり給付費の増加傾向がさらに顕著となっているため、被保険者数は減少しているものの、保険給付費は再び増加に転じる見込みである。

これに対し、歳入では、被保険者数の減少により保険料の賦課額が当初より減額となる見込みであるが、今後のさらなる徴収努力により保険料収入を確保するとともに、国からの調整交付金等が例年どおり交付される見通しであることから、歳出に必要な歳入総額は確保できる見込みである。

○平成27年度当初予算の見通し

歳出では、引き続き被保険者数は減少傾向にあるものの、一人当たりの保険給付費の伸びによって相殺されることから、保険給付費の総額は26年度に対して若干の伸びが見込まれる。また、国が示す算定方式で試算したところ、介護納付金及び後期高齢者支援金の概算額は、自然増による伸びが見込まれるものの、過去の精算により拠出額は減額の見込みとなっている。

これに対し歳入では、前期高齢者交付金が過去の精算により追加交付が見込まれることから、被保険者の減少による保険料賦課額の減収を埋めることが可能であり、国・県からの支出金が確保できれば、保険料の引き上げを行うことなく収支の均衡を保持できる見通しである。

このような状況に加えて、消費税の引き上げ時に国から投入が予定されていた国保への財政支援2,200億円のうち、未措置のままであった1,700億円が平成27年度に投入されることが確実な状況となったことから、この財源を用いることで被保険者の保険料負担軽減を検討することが可能な状況となっている。

収支見込み(全被保険者分)

(単位：千円)

科 目	年 度	2 5	2 6 (見込)	2 7 (見込)
A 歳 入		19,851,985	19,851,072	22,237,180
B 歳 出		19,313,535	19,481,563	22,237,180
C 収 支 差 引 (A - B)		538,450	369,509	0
D 繰越金+基金繰入金+法定外繰入金-公債費		630,254	650,252	20,000
E 単年度収支 (C - D)		△91,804	△280,743	△20,000
F 実質単年度収支 (返還金・積立金を除く)		375,970	△17,688	△20,000

※27年度単年度収支には予備費は計上していない。

平成27年度保険料率について(案)

1. 国の状況

国の平成27年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、国民健康保険料の医療分保険料に係る賦課限度額を52万円（現行：51万円）に、後期高齢者支援分保険料に係る賦課限度額を17万円（現行：16万円）に、介護納付金分保険料に係る賦課限度額を16万円（現行：14万円）に引き上げる政令改正が予定されている。

また、社会保障と税の一体改革において、国は国保制度の財政基盤の安定化のため、平成27年度に財政支援の拡充を行うこととしている。

2. 本市の現状

本市の国保会計は、歳入歳出の両面から会計の安定化への最大限の努力を尽くすことにより、現行の保険料率であっても収支不足は生じないものと考えられる。

したがって、国基準どおりの賦課限度額の改正及び国の財政支援拡充により新たに生じる財源を用いることを前提として、被保険者の負担に配慮した保険料の見直しが可能な状況にあると考えられる。

3. 諮問事項

(1) 賦課限度額を国の基準どおりに引き上げることについて

【改正案】 賦課限度額を国の改正基準に合わせて以下のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| ・ 医療分 | 52万円（現行51万円） |
| ・ 後期高齢者支援分 | 17万円（現行16万円） |
| ・ 介護納付金分 | 16万円（現行14万円） |

(2) 国保料率の引き下げを行うことについて

【改正案】 保険料率を以下のとおり改める。

保険料区分のうち、保険給付費の財源として充当する医療分保険料は、支出額の減により、余剰金が生じる傾向にある。

一方、介護納付金及び後期高齢者支援金の保険料は、拠出金の伸びにより財源が不足する状況が続いてきたが、平成27年度の拠出金は過去の精算により減額となる見込みであり、一時的に財源不足が解消される見通しである。

これらの状況から、介護納付金及び後期高齢者支援金の保険料率を現行どおりに据え置き、医療分の保険料率を6.7%引き下げが可能な状況である。

(医療分)

約 1 億 8 5 0 0 万円、6.7%の引き下げ(保険料賦課総額に対する引き下げ率は4.6%)

	平成27年度	現行
所得割	<u>7.2%</u>	<u>7.9%</u>
資産割	<u>16.4%</u>	<u>16.8%</u>
均等割	<u>23,000 円</u>	<u>23,800 円</u>
平等割	<u>26,000 円</u>	<u>27,200 円</u>

(介護分)

現行どおり据え置きとする

	平成27年度	現行
所得割	現行どおり	<u>2.2%</u>
資産割		<u>4.4%</u>
均等割		<u>9,000 円</u>
平等割		<u>6,200 円</u>

(後期支援分)

現行どおり据え置きとする

	平成27年度	現行
所得割	現行どおり	<u>2.6%</u>
資産割		<u>4.4%</u>
均等割		<u>8,500 円</u>
平等割		<u>6,500 円</u>

(留意点)

- 保険給付費の伸びが予測を上回るなどにより年度中途に収支不足を生じることが判明した場合には、1/2を一般会計から法定外繰り入れすることにより不足を軽減する。軽減後、なお生じる収支不足額については繰上充用を行うため、翌年度の料率改定による解消が必要となる。

医療給付費分保険料について

(保険料賦課限度額について)

賦課限度額について、国は所得の伸びや医療費の伸び、被用者保険との均衡等を勘案して見直しを行なっており、国民健康保険法施行令に定める額による。医療給付費分の賦課限度額は、平成23年度から51万円とされていたが、平成27年度から52万円とされる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	21	22	23	24	25	26	27 (案)
国が示す基準	470	500	510	510	510	510	520
本市の実績	470	500	510	510	510	510	520

(保険料率について)

医療分保険料は、国民健康保険法及び同法施行令に示されている4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法を実施している。保険料の賦課割合は、同政令により、その基準(応能50:応益50)が目安として示されているところである。

鳥取市における医療給付費分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
21	$\frac{5.7}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	20,500	23,200	41.00	6.56	31.71	20.73
					47.56		52.44	
22	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,500	26,000	42.13	6.22	31.74	19.91
					48.92		51.08	
23	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.14	5.77	31.91	19.18
					48.91		51.09	
24	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.90	5.22	31.70	19.18
					49.12		50.88	
25	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	42.71	5.44	31.67	20.18
					48.75		51.85	
26	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,800	27,200	44.56	5.70	29.30	20.44
					50.26		49.74	
27 (案)	$\frac{7.2}{100}$	$\frac{16.4}{100}$	23,000	26,000	41.50	5.79	31.33	21.38
					47.29		52.71	

介護納付金分保険料について

(保険料賦課限度額について)

介護納付金賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、平成26年度から14万円とされてきた。平成27年度は2万円を引上げ、16万円となる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年 度 区 分	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7 (案)
国が示す基準	100	100	120	120	120	140	160
本市の実績	100	100	120	120	120	140	160

(保険料率について)

介護納付金分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく介護納付金によることとなるが、近年の納付額の伸びにより財源不足が生じており、医療分の余剰金で財源を捻出している状況にある。

本市における介護納付金分保険料率、賦課割合の状況(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
2 1	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.06	4.68	31.25	17.01
	51.74		48.26					
2 2	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	46.29	5.82	31.21	16.68
	52.11		47.89					
2 3	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.30	5.01	30.42	19.27
	50.32		49.68					
2 4	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.20	4.75	30.62	19.43
	49.95		50.05					
2 5	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.14	4.53	30.56	19.77
	49.67		50.33					
2 6	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	9,000	6,200	44.05	4.25	32.73	18.97
	48.30		51.70					
2 7 (案)	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	9,000	6,200	43.04	4.03	33.58	19.35
	47.07		52.93					

後期高齢者支援金分等保険料について

(保険料賦課限度額について)

後期高齢者支援金分等の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、平成26年度から16万円とされていた。平成27年度は、1万円を引上げ、17万円となる予定である。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	21	22	23	24	25	26	27 (案)
国が示す基準	120	130	140	140	140	160	170
本市の実績	120	130	140	140	140	160	170

(保険料率について)

後期高齢者支援金等分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく後期高齢者支援金によることとなる。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される後期高齢者支援金額により、保険者が算定する。

鳥取市における後期高齢者支援金分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
21	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	45.97	4.95	33.53	15.55
					50.92		49.08	
22	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	47.01	5.71	32.28	15.00
					52.72		47.28	
23	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.39	5.08	31.44	16.09
					52.47		47.53	
24	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.57	4.80	31.42	16.21
					52.37		47.63	
25	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.63	4.83	31.20	16.34
					52.46		47.54	
26	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,500	6,500	46.55	4.74	33.21	15.50
					51.29		48.71	
27 (案)	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,500	6,500	44.81	4.67	34.57	15.95
					49.48		50.52	

平成27年度 国民健康保険費特別会計当初予算(案)

歳 入

(単位:千円)

科 目		H27予算額 A	H26決算見込 B	増減 A-B	備考
保 険 料	医療給付費分現年分	2,424,287	2,583,228	▲ 158,941	
	医療給付費分滞繰分	129,580	161,701	▲ 32,121	
	介護分現年分	310,840	313,379	▲ 2,539	
	介護分滞繰分	20,407	25,226	▲ 4,819	
	後期高齢者支援金分現年分	814,923	813,263	1,660	
	後期高齢者支援金分滞繰分	43,151	48,542	▲ 5,391	
	計	3,743,188	3,945,339	▲ 202,151	
一 部 負 担 金		2	2	0	
使 用 料 及 び 手 数 料		3,000	1,600	1,400	
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	3,104,293	3,331,211	▲ 226,918	
	高額医療費共同事業負担金	132,514	115,056	17,458	
	特定健康診査等負担金	19,397	20,463	▲ 1,066	
	財政調整交付金	1,183,845	1,474,326	▲ 290,481	
	計	4,440,049	4,941,056	▲ 501,007	
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	132,514	115,056	17,458	
	特定健康診査等負担金	19,397	25,579	▲ 6,182	
	県財政調整交付金	783,091	857,699	▲ 74,608	
	計	935,002	998,334	▲ 63,332	
療養給付費等交付金		1,124,449	1,243,391	▲ 118,942	
前 期 高 齢 者 交 付 金		4,253,262	3,962,364	290,898	
高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		544,437	483,642	60,795	
保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 交 付 金		5,101,043	2,041,741	3,059,302	
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	1,081,851	904,473	177,378	
	職員給与費等繰入金	339,427	332,880	6,547	
	出産育児一時金等繰入金	58,800	58,800	0	
	財政安定化支援事業繰入金	292,046	283,455	8,591	
	基金繰入金	220,000	20,000	200,000	
	その他一般会計繰入金	73,421	73,421	0	
	計	2,065,545	1,673,029	392,516	
繰 越 金		2	541,667	▲ 541,665	
延滞金、加算金及び過料		10,100	8,150	1,950	
雑 入		17,100	10,550	6,550	
財 産 収 入		1	323	▲ 322	
合 計		22,237,180	19,851,188	2,385,992	

平成27年度 国民健康保険費特別会計当初予算(案)

歳 出

(単位:千円)

科 目		H27予算額 A	H26決算見込 B	増減 A-B	備考
総務費	一般管理費	273,803	261,067	12,736	
	連合会負担金	11,997	10,065	1,932	
	賦課費	33,118	38,922	▲ 5,804	
	徴収費	22,755	25,078	▲ 2,323	
	運営協議会費	754	748	6	
	計	342,427	335,880	6,547	
保険給付費	療養給付費	10,977,086	10,961,262	15,824	対前年 100.14%
	療養費	74,324	55,682	18,642	対前年 133.48%
	審査支払手数料	41,709	36,210	5,499	対前年 115.19%
	高額療養費	1,468,357	1,548,521	▲ 80,164	対前年 94.82%
	高額介護合算療養費	600	580	20	
	葬祭費	9,120	9,120	0	対前年 100.00%
	出産育児一時金	88,200	88,200	0	対前年 100.00%
	支払手数料	42	45	▲ 3	
	移送費	20	20	0	
	計	12,659,458	12,699,640	▲ 40,182	
積立金		1	323	▲ 322	
公債費		20,000	20,000	0	
等 者 支 援 金 高 齢	後期高齢者支援金	2,324,510	2,438,921	▲ 114,411	
	事務費拠出金	159	173	▲ 14	
	計	2,324,669	2,439,094	▲ 114,425	対前年 95.31%
等 者 納 付 金 高 齢	前期高齢者納付金	1,024	1,735	▲ 711	
	事務費拠出金	163	173	▲ 10	
	計	1,187	1,908	▲ 721	対前年 62.21%
老健拠出金		96	96	0	
介護納付金		969,136	1,134,118	▲ 164,982	対前年 85.45%
高額医療費共同事業拠出金		530,056	460,225	69,831	
その他共同事業事務費拠出金		10	10	0	
保険財政共同安定化事業拠出金		4,976,628	2,059,606	2,917,022	
保健事業費		84,076	85,942	▲ 1,866	
特定健康診査等事業費		96,832	57,648	39,184	
償還金及び還付加算金		27,001	177,630	▲ 150,629	
直診勘定繰出金		5,603	9,443	▲ 3,840	
予備費		200,000	0	200,000	
合 計		22,237,180	19,481,563	2,755,617	

平成26年度答申における建議事項の対応状況

平成26年度答申における建議事項

平成26年度の本市の国民健康保険費特別会計は、支出総額が縮小する見通しの下で保険料率等に対する当協議会の考え方を示したが、医療費の増大や景気の影響等に左右されやすい国保制度の性質上、今後とも危機感を維持しながら国保事業の安定的な運営に努めることが求められる。

また、この度の審議の中で、高齢化の進行により今後増加が想定される後期高齢者支援金と介護納付金を賄うためにそれぞれの保険料率を引き上げていくことを懸念する意見も出されており、この点については注視していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、今後の財政の健全化及び被保険者の負担軽減のため、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取組みに一層努められるよう、意見を申し述べる。

- 1 国保制度が持つ構造的な問題の解消と制度の維持・存続に向けた抜本的な改革に引き続き取り組むとともに、社会保障と税の一体改革において示されている国保への財政支援の拡充が確実に講じられるよう国・県等へ強く要望すること。

(対応状況)

全国市長会を通じて国保の財政基盤の強化等について、国に強く要望を続けてきた結果、社会保障制度改革において国保への財政支援の拡充、被保険者の負担の軽減措置、保険者の都道府県化など国保の強化策が盛り込まれ、着実に具体化されつつあります。

平成27年度においては、消費税増税時に予定された2200億円のうち、未措置であった1700億円の追加投入について予算化が確実な状況となっております。今後も国保制度の構造的な問題の解消に向けて要望活動を続けてまいります。

- 2 被保険者に不公平感が生じないよう保険料の徴収体制の強化、強制徴収の実施などに引き続き努力し、収納率のより一層の向上を図ること。

(対応状況)

平成24年度に市税と国保料の徴収体制を一元化した徴収課を新設して徴収努力を継続して行っておりますが、26年度も4年連続となる収納率向上を達成する見込みとなっております。

また、平成26年1月より開始した「ペイジー口座振替受付サービス」の導入により、口座振替率の向上に努めるなど新たな取り組みも行っているところです。

3 本市の国保財政の健全化と被保険者の負担軽減を両立させるためには、国保のみならず、医療費全般の抑制に向けた取り組みが不可欠であるため、以下に掲げる事業について、より一層の充実を図ること。

(1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努め、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。

(対応状況)

平成23年8月より、毎月、データ抽出した被保険者に対して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担軽減額の通知（差額通知）を行っており、開始からの累計の効果額は269,684千円となっております。

また、糖尿病予防啓発キャンペーンや健康づくり出前講座などに併せて、ジェネリック医薬品の利用促進の説明の実施、希望カードを配布するなど普及・促進に努めております。

(2) 被保険者の健診データ、レセプトデータなどを活用し、重症化予防、適正受診など保健事業の推進を図ること。

(対応状況)

平成26年6月に、保険年金課内に医療費適正化推進室を設置し、専任の保健師、看護師、管理栄養士などの専門職を配置して生活習慣病治療中断者の家庭訪問、糖尿病性腎症患者の重症化予防対策に取り組んでいるところです。

また、電子化されたレセプトデータや健診データを活用して、国保被保険者の健康状態や更には地域課題を分析明確化し、医療費適正化を図るための具体的な方策に取り組むデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに基づいた事業実施を行うこととします。

(3) 特定健康診査・特定保健指導について、十分な周知を図り、受診率・実施率の向上に努め、医療費の適正化及び市民の健康の保持・増進に努めること。

(対応状況)

平成24年度から25年度にかけて、節目年齢に対する無料クーポン券配布事業や、未受診者に対するコールセンターを活用した受診勧奨に取り組んだ結果、平成25年度の特定健診受診率は27.8%（確定値）で、平成23年度と比較すると、4ポイント向上しました。

平成26年度からは、特定健診受診料を無料化し、さらなる受診率向上に向

けて、受診しやすい体制の整備に取り組んでいるところです。

特定保健指導においては、家庭訪問や夜間の利用など、対象者のニーズに合わせた体制を整備し、25年度の実績値は30.8%と、前年より4.1ポイント向上しました。

1) 特定健康診査の目標値および実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
目標値	41.0%	49.0%	57.0%	65.0%	30.0%
実績	23.5%	23.4%	23.8%	26.1%	27.8%

2) 特定保健指導の目標値および実績

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
目標値	23.0%	31.0%	39.0%	45.0%	28.0%
実績	18.0%	19.9%	22.3%	26.7%	30.8%

特定健康診査・特定保健指導実績（法定報告）

1. 特定健康診査受診者数の年次推移

年齢	性別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		受診者数 (人)	受診率 (%)								
40-49歳	男性	177	9.1%	173	8.6%	194	9.3%	214	10.1%	244	11.6%
	女性	182	11.1%	174	10.6%	183	10.9%	196	12.1%	222	14.6%
	小計	359	10.0%	347	9.6%	377	10.0%	410	11.0%	466	12.9%
50-59歳	男性	381	11.6%	342	11.0%	312	10.6%	339	12.4%	373	14.9%
	女性	565	17.8%	509	16.7%	510	17.8%	528	19.1%	497	19.7%
	小計	946	14.7%	851	13.9%	822	14.1%	867	15.8%	870	17.3%
60-69歳	男性	1,362	22.1%	1,403	22.3%	1,512	23.3%	1,666	25.2%	1,764	26.7%
	女性	2,355	31.4%	2,347	30.6%	2,268	29.5%	2,554	32.9%	2,688	35.0%
	小計	3,717	27.2%	3,750	26.5%	3,780	26.7%	4,220	29.3%	4,452	31.2%
70-74歳	男性	889	27.0%	947	29.3%	996	30.2%	1,040	33.0%	1,109	32.7%
	女性	1,411	34.2%	1,366	33.2%	1,461	34.8%	1,500	37.0%	1,584	38.2%
	小計	2,300	31.0%	2,313	31.5%	2,457	32.8%	2,540	35.3%	2,693	35.7%

男性合計	2,809	19.2%	2,865	19.6%	3,014	20.3%	3,259	22.3%	3,490	23.9%
女性合計	4,513	27.4%	4,396	26.9%	4,422	26.9%	4,778	29.5%	4,991	31.4%
総計	7,322	23.5%	7,261	23.4%	7,436	23.8%	8,037	26.1%	8,481	27.8%

2. 特定保健指導実施状況の年次推移(対象者数、利用者数、利用率)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	対象者	利用者 【実】	利用率												
積極的支援	244	25	10.2%	210	24	11.4%	230	43	18.7%	250	58	23.2%	248	65	26.2%
動機付け支援	726	150	20.7%	648	147	22.7%	639	151	23.6%	626	176	28.1%	633	206	32.5%
合計	970	175	18.0%	858	171	19.9%	869	194	22.3%	876	234	26.7%	881	271	30.8%
支援回数【延】		492			568			698			884			870 (*)	

(*)見込み

3. 特定保健指導実施機関別年次推移

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	委託	直営								
積極的支援	10	15	9	15	12	31	7	51	10	55
動機付け支援	73	77	19	128	21	130	19	157	27	179
計	83	92	28	143	33	161	26	208	37	234
実施割合	47.4%	52.6%	16.4%	83.6%	17.0%	83.0%	11.1%	88.9%	13.7%	86.3%